

「お試し」のつもりが定期購入に!?

〈今回の相談事例〉

インターネット広告を見て「お試し価格 500 円」のサプリメントを注文した。ところが、1ヶ月後にまた商品が届き、5,000 円の振込用紙が入っていた。驚いて業者に連絡をすると「お試し価格で購入する場合は定期購入が条件。4回目までは解約ができない。サイトにも掲載している。」と言われた。定期購入するつもりはないのに、解約できないのか。(60代女性)

【アドバイス】

●注文をする前に内容をよく確認しましょう！

お試しだけのつもりだったのに、定期購入になっていたという相談が増加しています。通常よりも安い「お試し価格」が大きく表示されていても、その後の定期購入が条件になっている場合があります。商品を注文する前に、定期購入が条件になっていないか等、サイト内をよく確認しましょう。

●通信販売はクーリング・オフ制度は適用されません。

通信販売は、消費者自らが広告等でしっかり検討したうえで「これを買おう」と判断することができるため、クーリング・オフ制度は適用されません。解約については、業者が記載している内容に従うことになります。今回の相談は「解約は4回目までできない」と記載がありますので、それまでは定期購入を解約することはできません。

●困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう！

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン いやや! ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります)
福岡県警察相談窓口 ☎ #9110 (24時間対応)



まもりん



みもりん